

丸山木材ホールディングス株式会社

第三次行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境を整えることにより従業員が安心して働き、能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり第三次行動計画を策定する。

1 計画期間

2021年(令和3) 8月 1日 ~ 2026年(令和8) 7月31日までの5年間

2 内 容

目標1 : 男性従業員に対する育児休業制度のあり方並びに育児休業取得促進を図るべき職場環境の整備、情報提供を引き続き実施する

《 対 策 》

- 2021年(令和3)8月～ 相談窓口の継続設置 (担当:総務・給与担当者)
- 2021年(令和3)8月～ 制度説明希望者等への情報提供

目標2 : 所定外労働の削減および年次有給休暇取得の促進を図る

《 対 策 》

- 2021年(令和3)8月～ 朝礼でのノー残業デーの意識啓発と徹底
- 2021年(令和3)8月～ リフレッシュ休暇(連続5日以上)の計画的取得と年次有給休暇の取得促進

目標3 : 次世代育成支援対策を積極的に行う

《 対 策 》

- 2021(令和3)年8月～インターンシップ等の就業体験機会の提供を行う